

加茂島既 子島既 羽島有椿比佐木多 鹽楯島有螺子

○按ズルニ、本書此外ニ各郡所屬ノ島嶼ヲ掲ゲタレドモ、今之ヲ省ク、

〔懷橘談下〕十六島、此島を俗うつふるひ島と云、十六善神影向の地なりとぞ、水底に氣味よろしき海草あり、三瓶山に雪ふり、此浦へ陰うつろふ時に、此海苔をとれば宜しと語る、世に是をうつぶるひのりといふ、古記に北海の雜物を注すといへど、十六島と云のりなし、此郡の海に在所の雜物は、海草、海松、紫菜、凝海菜とあれば、紫菜の類にや、予右衛門按ずるに、かの海底の海苔を取て、露打ふるひく、日に乾しければ、うちふるひのりといふを、だみたる聲にて、うつふるひといひ、十六善神島海苔と文字に書ては、詞長々しき故に、善神を略して、かの俗言のうつふるひといふを、その儘文字によみならはしたりとみえたりといへば、人みな點頭しぬ、

地勢

〔出雲風土記〕國之大體、首震尾坤、東南山、西北屬海、東西一百卅七里、一十九步、南北一百八十三里、一百九十三步、此間有缺字一百步、此下恐脫七十三里卅二步

〔日本地誌提要四十八〕形勢、山嶺疊層、南方ニ亘リ、山陽ト背脊ヲ分チ、西石見ニ連ル、北方地勢

狹長横出シ、東伯耆ニ對シテ海ヲ抱キ、西方湖ヲ挾ミ、松江、湖海ノ中間ニアリ、市鄰鱗次湖山映

帶、山陰第一ノ勝地タリ、

道路

〔出雲風土記〕自國東堺去西廿里一百八十步、至野城橋、長卅丈七尺、廣二丈六尺、飯梨又西廿一里、至

國廳意宇郡家北十家衝、即分爲二道、一正西道、一枉北道、

枉北道去北四里二百八十步、至郡北堺朝酌渡、渡船一又北一十里一百卅步、至島根郡家、自郡家

去北一十七里一百八十步、至隱岐渡千酌驛家濱、渡船又自郡家、西一十五里八十步、至郡西堺佐太橋、

長三丈、廣一丈、川佐太又西方八里三百步、至夜恐夜秋鹿郡家、又自郡家、西方一十五里一百步、至郡西

堺、又西方八里二百六十四步、至楯縫郡家、又自郡家、西方七里一百六十步、至郡西堺、又西方一十里